

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一の二次葉
「50」又は「52」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二次葉
令四・四・一以後終了連結事業年度等分

法人税額の計算									
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)		50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円× $\frac{1}{12}$		51	000	(51)の22%相当額	54				
その他の連結所得金額 (1)－(50)－(51)		52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55				
地方法人税額の計算									
連結所得の金額に対する法人税額 (33)		56	000	(56)の10.3%					
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)		57	000	(57)の10.3%	59				
この申告が修正申告である場合の計算									
法人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の 計 算	連結所得金額又は連結欠損金額	60						
		課税土地譲渡利益金額	61						
		課税連結留保金額	62						
		法人税額	63						
		還付金額	64	外					
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)－(63))若しくは((16)＋(64))又は((64)－(28))	65	00	外				
		この申告前の							
地 方 法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の 計 算	連結所得の金額に対する法人税額			68				
		課税連結留保金額に対する法人税額			69				
		課税標準法人税額 (68)＋(69)			70	000			
		確定地方法人税額			71				
		中間還付額			72				
		欠損金の繰戻しによる還付金額			73				
		この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)－(71))若しくは((44)＋(72)＋(73))又は(((72)－(45))＋((73)－(45)の外書))			74	00			
翌期へ繰り越す連結欠損金	67								

P17参照

別表一の二次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。
 3 連結親法人が適用除外事業者(*)に該当する普通法人である場合は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。
 (*) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の合計額をその各連結事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（判定連結親法人及びその連結子法人の全てが設立後3年を経過していないことや判定連結親法人又はその連結子法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える連結親法人及びその連結子法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第68条の8第1項の表の第1号	10369 ※1	「50」欄の金額
	第68条の8第1項の表の第2号	10370 ※2	
	第68条の8第1項の表の第3号	10371 ※3	
	第68条の8第2項	10372 ※4	

※1 連結親法人が普通法人であり、当該各連結事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である場合又は資本金若しくは出資金を有していない場合（特定の医療法人である場合を除きます。）

※2 連結親法人が協同組合等（特定の協同組合等を除きます。）である場合

※3 連結親法人が特定の医療法人である場合

※4 連結親法人が特定の協同組合等(*)である場合

(*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限ります。）のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	第68条の100第1項	10382	「50」及び「52」欄の合計金額